いきいきわくわく応援事業

調布で頑張る事業者を支えます!

支援拡充!!

調布市・調布市商工会が電気代、ガス代、ガソリン代を補助!



期間:令和8年11月24日(火)～令和9年1月29日(金)必着

申請期間内に補助金上限へ達した場合は、申請受付を終了します

調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金

交付対象者

以下のすべてに該当する事業者

①調布市内に事務所または事業所を有する事業者(法人または個人事業主)であること
②令和7年12月～令和8年11月の期間に事業用途として燃料、電気、ガスを使用していること
③申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

※令和4年・令和5年または、令和6年・令和7年に同補助金を申請された方も申請できます

補助対象経費

令和7年12月～令和8年11月の期間に、事業用途として使用した経費のうち**任意の1か月分**の6倍
(半年分とみなすため)
※調布市内の事務所・事業所で使用した費用に限ります。

補助額

①補助対象経費の**20%**(1,000円未満の端数は切り捨て)
②補助上限 **法人30万円、個人事業主30万円**
※①②のいずれか、《低い額》を補助額とします。

問合せ先:調布市市内事業者物価高騰支援事業事務局/コールセンター
※11月10日開設(受付時間:午前9時～午後5時(土日祝・年末年始を除く。))
(専用ダイヤル 042-444-2150)

申請方法の詳しい内容は裏面をご覧ください

申請書類　※申請書を作成する際は、必ずHPの『記入例』と『よくあるご質問』を参照してください。

(1) 交付申請書兼口座振替依頼書【**第1号様式**】　※様式はHPからダウンロードしてください。

(2) 誓約書【**第2号様式**】　※様式はHPからダウンロードしてください。

(3) 事業活動を証する書類等

法人

○ 履歴事項全部証明書の写し

※履歴事項全部証明書に調布市内に有する事務所または事業所の所在地の記載がない場合は、調布市内に有する事務所または事業所の所在地がわかる書類を提出(開業届や営業許可証等の写し)

※申請日より3ヶ月以内に発行された最新情報が記載されている履歴事項全部証明書を提出ください。

個人事業主

○ 本人確認書類(運転免許証等)の写し

○ 令和7年分確定申告書第一表、青色申告決算書(白色申告の場合は収支内訳書)1枚目の写し

※確定申告書に調布市内に有する事務所または事業所の所在地の記載がない場合は、調布市内に有する事務所または事業所の所在地がわかる書類を提出(開業届や営業許可証等の写し)

※開業から日が浅く、確定申告書の写しが提出できない場合は、調布市内に有する事務所または事業所の所在地がわかる書類を提出(開業届や営業許可証等の写し)

(4) 令和7年12月～令和8年11月の期間のうち任意の1か月に事業用途として使用した燃料費、電気料金、ガス料金の金額が確認できる書類(レシートや領収書等)の写し

燃料費

○ 購入(給油)日・内容・支払ったことがわかる書類の写し

＊例:燃料販売事業者が発行するレシートや領収書等の写し

＊洗車代等は燃料費に含まれません

電気料金、ガス料金

○ ①使用した期間(○月○日～○月○日)がわかる書類の写し

＊例:ご使用量のお知らせ(検針票)等の写し

○ ②支払ったことがわかる書類の写し

＊例1:【口座引き落としの場合】口座振替済領収証、入出金明細の該当部分の写し

＊例2:【クレジットカード払いの場合】利用明細の写し

＊例3:【請求書や払込票払いの場合】レシートや領収書等の写し

※【②支払ったことがわかる書類の写し】に、使用した期間(○月○日～○月○日)が記載されている場合は、①の提出は不要です。

※A4サイズで印刷するか、A4サイズの用紙に各レシート・領収書等(コピー可)が重ならないよう貼り付けて提出してください。

(5) 振込先の口座情報がわかるもの(通帳・キャッシュカード等の写し)

(6) 申請内容確認シート【**第3号様式**】　※様式はHPからダウンロードしてください。

(7) ★該当者のみ　委任状(申請者と振込先の口座名義が同一でない場合)

(8) ★該当者のみ　申出書【**第4号様式**】　※様式はHPからダウンロードしてください。

(国、都道府県、他市等から事業者向け物価高騰支援を目的とした補助金等の交付をすでに受けている場合や、今後受ける予定がある場合)

申請方法　申請書類をそろえて、以下のとおり電子申請又は郵送でご申請ください

電子申請　ホームページ:https://chofu-bukkakoutou.com/

郵送先　〒182-0026 東京都調布市小島町2丁目36-21
専用ダイヤル 042-444-2150
調布市市内事業者物価高騰支援事業事務局　宛

※申請は期間中に1回までです。

※調布市が実施する事業者向け物価高騰支援を目的とした他の補助金の交付をすでに受けている場合や、今後受ける予定がある場合は対象外となる場合があります。

※国、自治体が運営する施設は対象外です。

※調布市暴力団排除条例(平成24年調布市条例第27号)第2条第6号に規定する暴力団関係者または暴力団関係者が経営に実質的に関与している場合は対象外です。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する『性風俗関連特殊営業』または当該営業にかかる『接客業務受託営業』を行う事業者は対象外です。

※政治活動、宗教的活動を主たる目的とした事業を行う事業者は対象外です。

※本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと調布市商工会が判断した場合は対象外となることがあります。

※その他、法令を遵守している事業者に限ります。